

# 小児慢性特定疾病 医療費助成のご案内



**明石市 健康推進課**

明石市大久保町ゆりのき通1-4-7 あかし保健所3階

電話 078-918-5657

Fax 078-918-5440



# 目次



<b>1. 小児慢性特定疾病について</b>	<b>1</b>
<b>2. 医療費助成について</b>	
（1）医療費助成の認定までの流れ	2
（2）受給者証の有効期間	3
（3）助成の適用範囲	3
（4）医療費助成の内容	4
<b>3. 医療費助成の認定後について</b>	
（1）病院・薬局等での受診方法	6
（2）指定医と指定医療機関	7
（3）医療意見書の研究利用	7
（4）受給者証の内容に変更があったときの手続き	8
（5）受給者証等を紛失したときの手続き	8
（6）小児慢性に関する医療費の支払い方法	9
（7）小児慢性に関する医療費の払い戻し	10
<b>4. その他相談窓口</b>	<b>10</b>

# 1. 小児慢性特定疾病について



小児期における特定の慢性疾患は長期間にわたり医療費が高額となることから、ご家族の負担軽減のために、医療費の一部または全部を公費によって助成する制度です。

## 対象者

厚生労働省が定める疾病にかかっており、住民票が明石市内にある **18歳未満の児童等**（18歳到達時点において本制度の対象となっており、18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳に達する日の前日まで助成を受けられます。）

## 対象疾病

厚生労働省が認める **788** 疾病（令和3年11月1日時点）

以下の要件の全てを満たすもののうち、厚生労働大臣が定めるもの

1. 慢性に経過する疾病であること
2. 生命を長期に脅かす疾病であること
3. 症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること
4. 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること

疾病ごとに一定の基準が設けられており「基準を満たした場合」医療費助成を受けられます。

対象疾病が基準を満たすかどうか等疾病については、主治医にご相談ください。

小児慢性特定疾病情報センター

検索

<https://www.shouman.jp>

から対象疾病のリストや医療費支給認定の基準をご確認いただけます

## 申請者

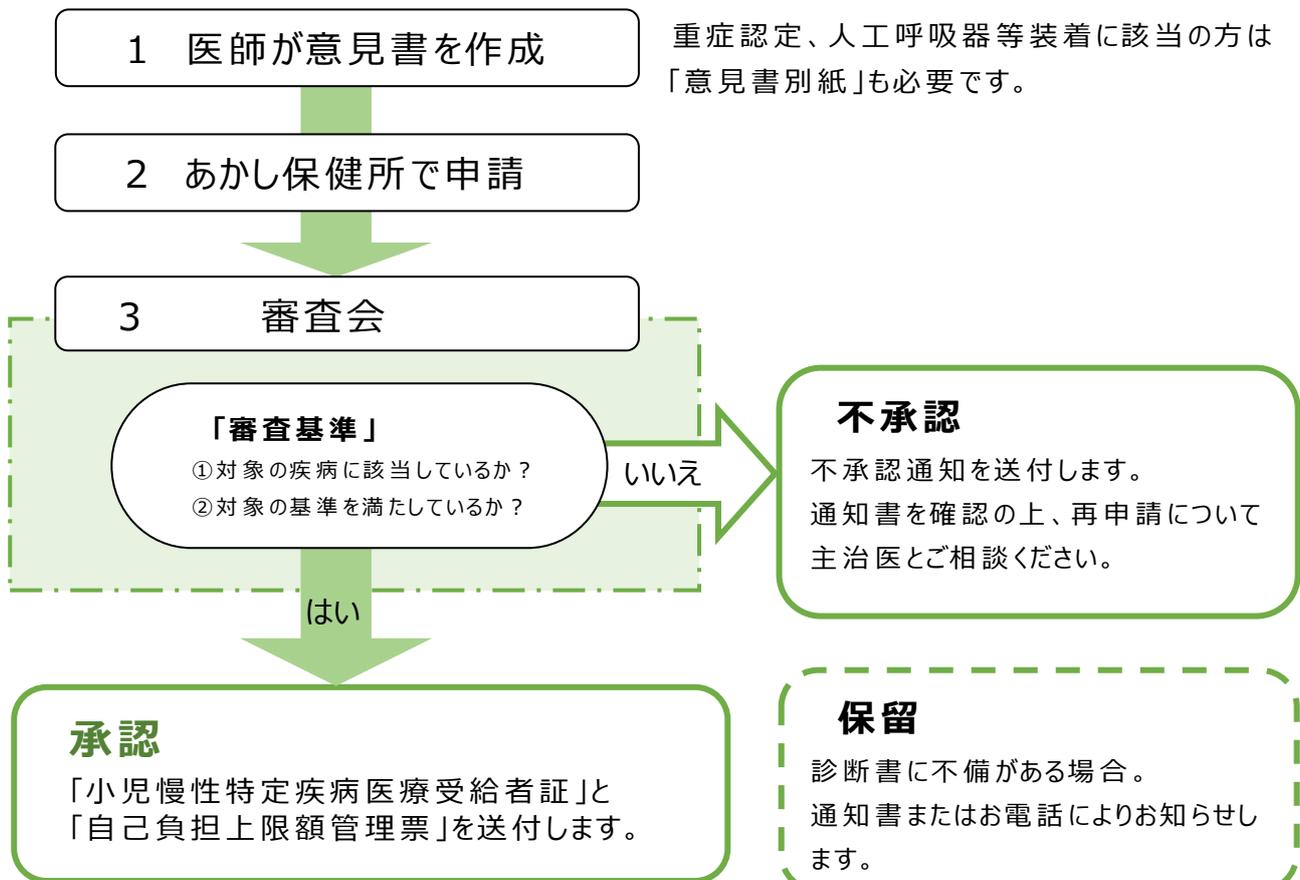
対象児童の保護者（対象者が18歳以上の場合は対象者本人）

## 2. 医療費助成について



### (1) 医療費助成の認定までの流れ

小児慢性特定疾病と診断され、厚生労働省が定める基準を満たす場合、その疾病とその疾病に付随する傷病に関する治療にかかる医療費が助成されます。



- ▶ 小児慢性特定疾病の医療費助成の申請には医療意見書（診断書）が必要です。
- ▶ 医療意見書は疾病ごとに様式が異なります。また、新規、更新申請区分によっても様式が異なります。
- ▶ 医療意見書別紙は明石市独自の様式になります。明石市のホームページよりダウンロードが可能です。

## (2) 受給者証の有効期間

医療費助成の有効期間の始期は、

**診断日（重症度分類を満たしていることを診断した日等）** からとなります。

※ただし、申請日からの遡りの期間は原則1か月とし、やむを得ない理由がある場合に限り最長3か月となります。

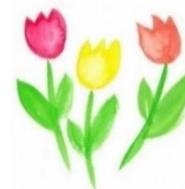
保健所での申請日から結果のお届けまで、2～3か月を要します。

承認された場合の有効期間： ～R 年 9月30日

※有効期間開始日は後日お届けする受給者証でご確認ください。

継続して医療費の助成を希望する方は、

**年に一度「更新の手続き」が必要**になります。



更新の時期（夏頃）が近付きましたら、あかし保健所健康推進課から「更新のご案内」を送付しますのでご確認ください。

## (3) 助成の適用範囲

**小児慢性特定疾病及び小児慢性特定疾病に付随しておこる傷病に関する医療費**のうち、保険が適用される下記の内容が対象となります。

- ◎入院・外来の医療費
- ◎往診・訪問診療の医療費
- ◎院外薬局の調剤費
- ◎医療保険を使用した訪問看護
- ◎入院時の食費

入院時の差額ベッド代、  
治療用装具、文書料(診断書)  
等は助成対象外です。

## (4) 医療費助成の内容

- 1) 窓口での自己負担額が**2割**負担となります。
- 2) **支給認定基準世帯員**<sup>※1</sup>の市町民税課税額（所得割）の合計額により、1か月の支払上限が、下表の自己負担上限月額（階層区分）に決定されます。

階層区分	階層区分の基準 課税世帯の場合：支給認定基準 世帯員の市民税所得割の合計額		自己負担上限月額 (外来+入院+薬代+訪問看護費)		
			一般	高額かつ長期 <sup>※2</sup> 重症認定	人工呼吸 器等装着
I	生活保護受給者、血友病患者など		0	0	0
II	市町民税非課税 (世帯)	申請者年収 80 万円以下	1,250	1,250	500
III		申請者年収 80 万円超	2,500	2,500	
IV	市町民税課税以上 7.1 万円未満		5,000	2,500	
V	市町民税 7.1 万円以上 25.1 万円未満		10,000	5,000	
VI	市町民税 25.1 万円以上		15,000	10,000	
入院時の食費			1/2 が自己負担		

※市民税非課税は所得割だけでなく、均等割も0円の場合に該当します。

※非課税世帯の場合は、申請者の収入で上限額を決定します。

### ※ 1 支給認定基準世帯員について

対象者の加入する健康保険の種類により、自己負担額決定のための世帯員の範囲が変わります。

対象者本人の 加入健康保険	支給認定基準世帯員
社会保険	被保険者のみ
国民健康保険	健康保険の保険者名・記号・番号が一致する 16歳以上の方全員
国民健康保険組合	健康保険の保険者名・記号・番号が一致する方全員

※支給認定基準世帯員の中に、あかし保健所健康推進課で所得の状況が確認できない方がいる場合は、市民税課または各市民センターにてお手続きをお願いすることがあります。

## ※ 2 「高額かつ長期」について

階層区分が「Ⅳ」「Ⅴ」「Ⅵ」の場合に、変更申請をすることにより

翌月1日より自己負担上限額が軽減されます。

(ただし、毎月1日の申請に限り、当月1日より適用)

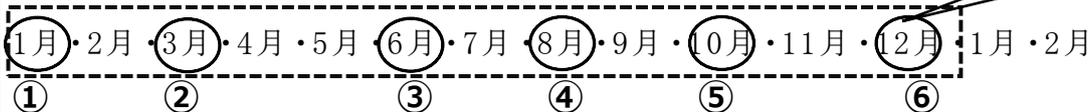
### 【申請条件】

- ① 申請月を含む過去12か月以内に、小児慢性特定疾病に関する医療費総額が 50,000円(診療報酬点数5000点)を超える月が6回以上あること
- ② 支給認定期間中に使用した医療費であること

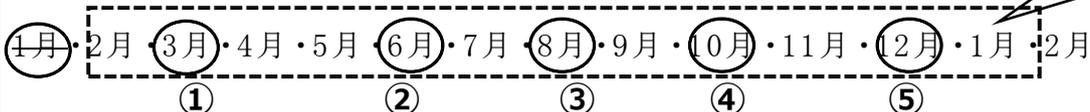
○が医療費総額50,000円を超える月

### ◎「12か月以内」の考え方

① **12月**申請の場合⇒ 申請可能 (1月分から高額かつ長期適用) 変更申請月



② **1月**申請の場合⇒ △申請不可 (一月分不足) 変更申請月

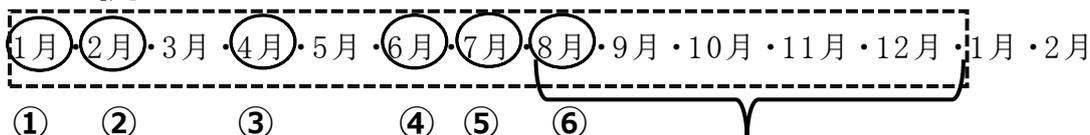


※ **更新時期に限らず、6回を満した時点で申請が可能です。**

(最短で新規申請から6か月で申請可能となります。)



### ◎例



8月から12月の間で申請可能

# 3. 医療費助成の認定後について



## (1) 病院・薬局等での受診方法

申請書類を提出し医療費助成を受けることが認められた場合、以下のものを送付いたします。

様式第14号(第12号関係)  
小児慢性特定疾病医療受給者証

公費負担番号 5228055  
受給者番号 1234567  
保険者番号 01-001

住所 113-4568 明石市 中郷 1丁目8番1号  
フリガナ 中郷 189  
氏名 明石 太郎  
生年月日 平成20年11月1日

住所 113-4568 明石市 中郷 1丁目8番1号  
氏名 明石 一郎  
職業 父

保険者名 全国健康保険協会 兵庫支部  
健康保険証の記号番号 1234567-123 適用区分 ヲ  
高額かつ長期 ー 人工呼吸器使用 ー 10,000円  
重症者認定 ー 伊勢の陣亡特例 ー

有効期間 令和1年10月1日～令和1年10月31日  
上記のとおり認定する  
令和1年7月1日  
明石市長

見本

児童福祉法に基づく「指定医療機関」  
(病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション)  
であれば、この受給者証を使用できます。  
※左欄の病名にかかる治療に限ります。

※この証は、認定された受給者本人、認定された医療機関、認定された上記認定医療機関のいずれかに提示することができます。  
※「小児慢性特定疾病」の記載がない証は、ほとんどの場合、この受給者証は使用できません。  
※手書きによる変更、氏名変更、捺印等確認が必要な場合は、明石市による確認が必要です。

①受給者証

自己負担上限額管理票  
(小児慢性特定疾病医療費)

受診者 受給者  
氏名 氏名

月額自己負担上限額 円

○ この赤字は、小児慢性特定疾病医療費を受給するにあたり、指定された医療機関、薬局、訪問看護ステーション等を受診された場合に、この月の自己負担上限額を超えないためのものです。  
○ この管理票を使用する際には、お名前と受給者証に記載されている受給者番号、自己負担上限額を記入してください。  
○ 足りないページがなくなった場合や紛失した場合は、裏面の問い合わせ先にて再交付を仰ぐてください。

【指定小児慢性特定疾病医療機関での提出事項へ】  
○ 有償自己負担額管理票が自己負担上限額に達した場合は、その月は自己負担額を徴収しないでください。  
○ 受診日ごとに、お名前としてください。  
○ 1ページで1か月分の自己負担上限額に達しない場合は、次のページに連続して提出してください。  
○ 医療費助成は、「高額かつ長期」申請に必要です。医療費助成が50,000円を超えるまでは、引き続き窓口で記載してください。

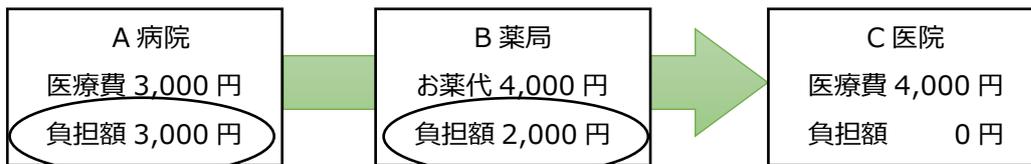
明石市

②自己負担上限額管理票

小児慢性特定疾病の治療の際は、医療機関で①、②を提示してください。

小児慢性特定疾病及び小児慢性特定疾病に付随しておこる傷病に関する医療を受けた場合、指定医療機関は医療費総額等を②に記載します。

(例) 自己負担上限額が5,000円の場合 (同月内の医療費)



2 医療機関で負担額の合計が上限の 5,000 円に達したので、C 病院では自己負担なし！

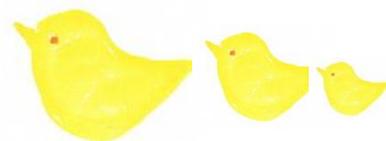
「高額かつ長期」の申請が可能か確認できるよう、上限額到達後も必ず 毎回医療機関に管理票を提示し、記載してもらってください。

※ 過去 12 か月分の管理票は大切に保管を！

## (2) 指定医と指定医療機関

### 小児慢性特定疾病指定医

新規申請や更新申請には、都道府県知事等より指定された「小児慢性特定疾病指定医」が記載した医療意見書（診断書）が必要です。



### 小児慢性特定疾病指定医療機関

医療費助成の対象となる医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション）は、都道府県等が指定した「小児慢性特定疾病指定医療機関」に限定されます。

指定医療機関の指定を受けていない医療機関を受診した際の医療費等については、医療費助成の対象外です。

「小児慢性特定疾病指定医」、「小児慢性特定疾病指定医療機関」は、各都道府県等のホームページに掲載されています。

## (3) 医療意見書の研究利用

申請の際に提出していただく医療意見書は、この事業の対象になるか否かの審査に用いられると同時に、データベース化して本事業の利用者数の把握等を行い、研究を推進することとしております。小児慢性特定疾病の児童等の健全育成に資する調査及び研究を推進するための基礎資料として意見書のデータを研究に利用させていただく同意をお願いしておりますが、同意については任意であり、同意されない場合についても医療費助成の可否に影響を及ぼすものではありません。

また意見書の利用にあたっては、プライバシーの保護に十分配慮し、研究以外の目的には一切使用されることはありません。

## (4) 受給者証の内容に変更があったときの手続き

以下のような変更事項が生じた場合には、あかし保健所健康推進課へ変更申請のお手続きが必要です。ご用意いただくものは、事前に当課までお問い合わせください。

住所や氏名	対象者の氏名や住所が変更になったとき
健康保険情報	加入している健康保険が変わったとき (記号番号のみの変更、世帯員のみの変更を含む)
負担上限額の区分	「高額かつ長期」や「人工呼吸器等装着者」、 「世帯内 <sup>あんぶん</sup> 按分 <sup>※</sup> 」に新たに該当するとき
疾患名の追加・変更	疾病名が追加になったとき (疾病名変更の場合は、新規申請扱いとなります)

### ※「世帯内<sup>あんぶん</sup>按分<sup>※</sup>」とは



対象者と同一の健康保険に属する方の中で、小児慢性特定疾病や指定難病の医療費助成を受けている方がいる場合、自己負担上限月額が按分されます。

(例) 自己負担上限額が 10,000 円の難病の父、5,000 円の小慢の子

$$\rightarrow \text{父 } 6,660 \text{ 円} \quad \left( 10000 \times \frac{10000}{10000+5000} = 10000 \times \frac{2}{3} \doteq 6660 \right)$$

$$\text{子 } 3,330 \text{ 円} \quad \left( 5000 \times \frac{10000}{10000+5000} = 5000 \times \frac{2}{3} \doteq 3330 \right)$$

按分前の世帯で最も高い者の負担上限額(10,000 円)と、按分後の世帯の負担上限額の合計(約 10,000 円)が同じになる

## (5) 受給者証等を紛失したときの手続き

「小児慢性特定疾病医療受給者証」を紛失、破損してしまった場合は、再交付ができませんので、あかし保健所健康推進課までご申請ください。

「自己負担上限額管理票」についてはすぐにお渡しすることができますので、あかし保健所健康推進課までご連絡ください。

## (6) 小児慢性に関する医療費の支払い方法

小児慢性特定疾病に関する医療費は、こども医療費受給者証ではなく小児慢性特定疾病受給者証を使用してお支払いにご協力よろしくお願いします。

明石市在住の高校3年生以下のお子様の医療費は無料ですが、小児慢性特定疾病に関する医療費については、医療機関で上限額までの金額を一時的にお支払いください。その後、児童福祉課等での払い戻し手続きを取ることで、負担額が返還されます。

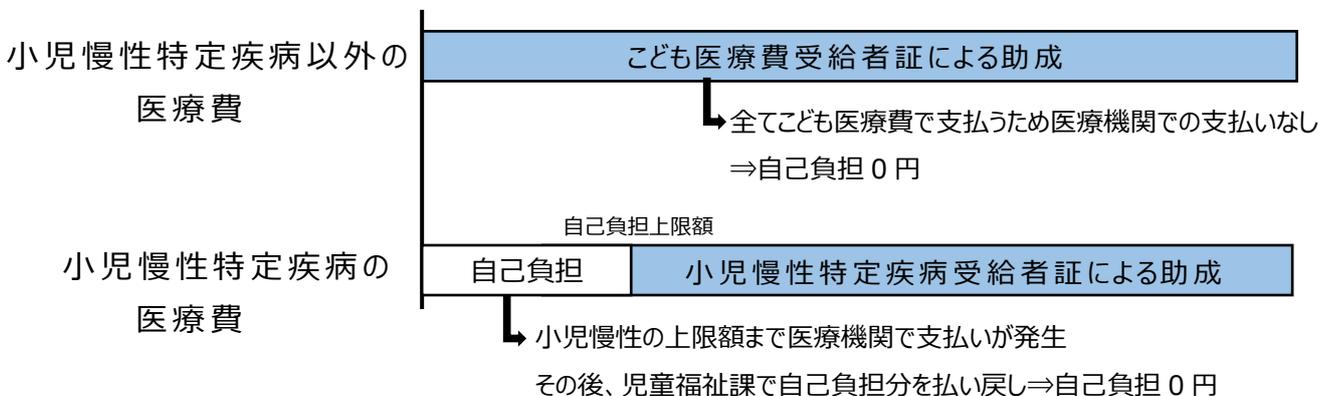
### 申請場所

- ◎市役所 児童福祉課
- ◎あかし総合窓口
- ◎各市民センター
- ※郵送での手続きも可能です。  
児童福祉課にお問合せください。
- ☎078-918-5027

### 必要書類

- ◎小児慢性特定疾病医療受給者証
- ◎自己負担上限額管理票
- ◎領収書原本
- ◎こども医療費受給者証
- ◎保険情報が分かるもの
- ◎通帳（保護者名義のもの）

風邪などの小児慢性特定疾病に関係のない医療費については、医療機関でこども医療費受給者証を提示してください。



## (7) 小児慢性に関する医療費の払い戻し

### 対象となる医療費

下記のような医療費については、払い戻しの対象となり明石市へ請求できます。

- ▶ 有効期間開始日から受給者証が届くまでに支払った  
小児慢性特定疾病に関する医療費(3割負担した医療費、上限額を超えた医療費)
- ▶ 変更申請により上限額が変更となった医療費
- ▶ 何らかの理由で受給者証が提示できなかった場合の医療費 等

当事業においては負担額を月ごとに管理するため、**医療費請求月の受診がすべて終わってから**あかし保健所健康推進課にてお手続きください。

こども医療費受給者証をお持ちの方は、あかし保健所での手続き終了後に、児童福祉課で上限額までの支払額を払い戻す手続きを行ってください。

#### 【払い戻し手続きに必要なもの】

- (1) 小児慢性特定疾病医療受給者証
- (2) 自己負上限額管理票
- (3) 申請者名義の通帳（対象者が18歳以上であれば本人名義の通帳）
- (4) 領収書（原本。「管理票」に記載のある領収書もお持ちください。）

医療機関の明細との照合がありますので、  
償還払いの申請から払い戻しまでには、**4～5か月**を要します。

## 4 . その他相談窓口



- ・療養生活に関する相談 ➡ 相談支援課 (☎ 078-918-5669)
- ・身体障害者手帳、療育手帳日用生活用具の給付等に関する相談 ➡ 障害福祉課 (☎ 078-918-1344)